

(趣旨)

第 1 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成 24 年政令第 286 号。以下「令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。)に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定等の事務を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(知事が必要と認める図書)

第 2 省令第 41 条第 1 項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)の技術的審査を受けた場合にあっては、法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを登録住宅性能評価機関が証する書面
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)の技術的審査を受けた場合にあっては、法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを登録建築物調査機関が証する書面
- (3) 平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号(以下「告示 119 号」という。)I 第 2. 1 - 3 に規定する基準の審査にあたり、告示 119 号 I 第 2. 1 - 2 (2) に基づき国土交通大臣が認めた住宅にあっては、(1) 及び(2) に掲げる図書を添えた場合を除き、当該基準に適合する旨の認定書等の写し
- (4) 告示 119 号 II 第 1. 6 に規定する基準の審査にあたり、品確法第 44 条第 1 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関(以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。)が行う品確法第 31 条第 1 項の規定による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅若しくは登録住宅性能評価機関が行う品確法第 5 条第 1 項の規定による住宅性能評価を受けた住宅にあっては、(1) 及び(2) に掲げる図書を添えた場合を除き、登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し又は登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書の写し
- (5) その他知事が必要と認める図書

(知事が不要と認める図書)

第 3 省令第 41 条第 3 項に規定する知事が不要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 第 2 の(3)の規定により認定書等の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
- (2) 第 2 の(4)の規定により住宅型式性能認定書の写し又は住宅性能評価書の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書に住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに

係る図書又は住宅性能評価書において評価された基準に適合することの確認に必要な図書

(設計内容説明書)

第4 省令第41条第1項の表の(い)項に掲げる設計内容説明書は、一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸にあつては第1号様式、共同住宅等の共用部分にあつては第2号様式、非住宅建築物にあつては第3号様式によるものとする。ただし、当該各様式において規定する事項を他の書面に記載し添える場合は、当該書面にかえることができる。

(確認申請の特例の申出)

第5 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書の正本1部及び副本2部(建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定の対象建築物である場合は、副本3部)を知事に提出することにより行うものとする。

(認定申請の取り下げ)

第6 法第53条第1項の規定による認定申請をしたもの及び法第55条第1項の規定による変更の認定をした者が当該申請を取り下げるときは、取下げ届(様式第4号)正本副本各1部を知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第7 知事は、法第53条第1項の規定による認定申請及び法第55条第1項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合すると認められないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、認定しない旨の通知書(様式第5号)により行うものとする。

(認定を受けた低炭素建築物新築等計画の取りやめ)

第8 法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、低炭素建築物新築等計画を取りやめるときは、取りやめ届(様式第6号)正本副本各1通に省令第43条(省令第46条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による認定通知書を添えて知事に提出するものとする。

(軽微な変更)

第9 省令第44条各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(様式第7号)正本副本各1部に省令第41条に規定する図書のうち当該変更に係るものを添えて知事に届け出るものとする。

(建築完了報告)

第10 法第56条の規定に基づき、認定建築主は低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了したときは、建築完了報告書(様式第8号)正本副本各1部に、次の各号に掲げる図書を添えて知事に報告するものとする。

- (1) 工事監理報告書の写し
- (2) その他知事が必要と認める図書

(低炭素建築物の新築等に関する報告)

第 11 次の各号に掲げる場合に該当するときは、認定建築主は法第 56 条の規定による報告（前条の規定による報告を除く。）を行うこととする。

- (1) 認定建築主を変更する場合
- (2) その他知事が必要と認める場合

2 前項の報告は低炭素建築物の新築等に関する報告書（様式第 9 号）正本副本 1 部に必要な図書を添えて知事に提出することにより行うこととする。

(取り消しの通知)

第 12 法第 58 条の規定による認定の取消の通知は、認定取消通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。